

# 三重県地球温暖化対策総合計画改定（中間案）

## 第1章 総論

### 背景

- 世界各地で記録的熱波やハリケーン被害、大規模森林火災など、人類がこれまで経験したことがないような**地球規模の危機**に直面している。
- 全ての国が参加する「パリ協定」が2020年からスタートし、気候変動対策は国際的に新しいステージに入った。
- 我が国の温室効果ガス削減目標について、2030年度において**2013年度比で46%削減（さらに50%の高みに向けて挑戦）し、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことが宣言された。**
- 三重県は、2019年12月に、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「**ミッションゼロ2050 みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～**」を宣言し、県が率先して取り組む決意を示した。

### 基本的な考え方

- ① 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、**気候変動対策の両輪**として施策を推進します
- ② SDGsの観点をもふまえた**環境、経済、社会の統合的向上**をめざします
- ③ **多様な主体との協働**を重視します
- ④ 新型コロナウイルス危機からの復興を**気候変動対策**とともに進めます



### 2030年度に三重県がめざす姿

## 県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する 持続可能な社会

- ✓ 対策を強化・加速するとともに、従来の延長線上にない**技術革新や経済社会システム・ライフスタイルのイノベーション**も追求しながら、**2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現**をめざします。
- ✓ そのためには、**県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識したうえで、その途上にある持続可能な社会の構築に向けて行動することが重要**です。

### 前計画における取組

- 「**三重県地球温暖化対策実行計画**」を2012年3月に策定し、各種施策の展開を図り地球温暖化対策に取り組んできました。
- **三重県地球温暖化対策推進条例**を制定（2014年4月1日施行）し、温室効果ガスの排出抑制を計画的に推進するとともに、事業者、県民の意識を高め、自主的かつ積極的な取組の促進を図っています。



### 削減目標

2030年度における三重県の温室効果ガス排出量を**2013年度比で47%削減**



### 削減に向けた取組

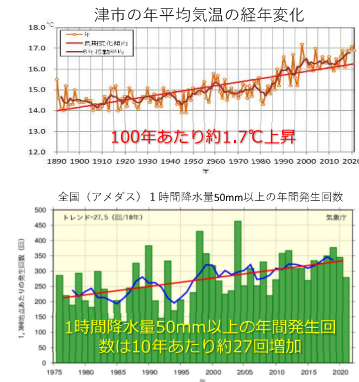
温室効果ガスの排出削減対策	産業・業務部門	温室効果ガスの計画的な削減（計画書制度、アドバイザー派遣、ZEB） 環境経営の普及（脱炭素経営、テレワーク） 環境・エネルギー関連産業の振興
	家庭部門	脱炭素型ライフスタイルへの転換（県民運動、エンカ消費） 住宅の脱炭素化（ZEH、省エネ家電、長期優良住宅）
	運輸部門	移動・輸送の脱炭素化（次世代自動車、エコ通勤、再配達抑制、ゼロカーボンドライブ） 公共交通の充実（維持・活性化、次世代モビリティ等） 道路交通流対策（渋滞の緩和、交通の円滑化）
	部門・分野横断的対策	再生可能エネルギーの普及促進（自家消費型太陽光発電設備、再エネ利用促進） 未利用エネルギーの利用促進（木質バイオマス、廃棄物） 市町における脱炭素への取組の促進（エネルギーの地産地消）
	その他	メタン・一酸化二窒素の排出抑制（資源のスマートな利用） フロン類の管理の適正化（維持管理技術、ノンフロン製品） 森林の保全（適切な森林整備と多様な森林づくり、県産材の利用促進） 緑地保全・緑化推進（開発行為による負荷の低減、緑化活動）
	吸収源対策	環境保全型農業の推進 藻場づくりの推進 CO <sub>2</sub> 回収等に関するイノベーションの促進

### 促進区域に関する都道府県基準の設定

三重県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、太陽光発電施設について促進区域に関する県の基準を定めました。

## 第3章 気候変動への適応

### 気候変動の影響



### 三重県における主な影響

- 夏期の高湿の影響による**コメの品質低下**
- ナシの発芽不良、カキの着色不良、うんしゅうみかんの着色不良・浮皮・果実の日焼け
- イチゴの炭疽病等による生育不良や果実品質の低下
- 暑熱による**乳用牛の乳量低下、肉用牛及び肉用鶏の増体率の低下、採卵鶏の産卵性の低下**
- 高水温期における**アコヤガイやカキ**等のへい死が問題化
- **熱中症**による搬送者数の増加
- 紀伊半島大水害（2011年）や平成29年台風第21号（2017年）等の**風水害**が発生

### 今後進めていく主な適応策

<h4>農林水産関係</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 高温による<b>コメの品質低下への対策</b></li> <li>◆ うんしゅうみかんの<b>日焼け対策、浮皮対策</b></li> <li>◆ 高温でも花芽分化への影響を受けにくい<b>早生性</b>で、かつ炭疽病につよい「<b>かおり野</b>」の普及</li> <li>◆ 畜産における<b>暑熱対策</b>（ミスト、扇風機、クーリングパッド、ドリップクーリングなど）</li> <li>◆ 高水温期のカキのへい死の軽減に向けた<b>漁場環境のモニタリング</b>を実施、<b>養殖管理の適正化</b>の促進</li> <li>◆ <b>真珠養殖</b>では、「<b>アコヤタイムライン</b>」により、<b>適正な養殖管理を推進</b></li> </ul>	<h4>健康分野</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「<b>熱中症警戒アラート</b>」を活用した啓発活動など、<b>幅広い世代への熱中症対策の推進</b></li> <li>◆ 県内感染症発生情報などの<b>収集・分析</b>、県民や医療関係者などへの<b>迅速な情報提供</b></li> </ul>
<h4>水環境・水資源分野</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 公共用水域などの<b>継続的な水質監視</b></li> <li>◆ 水の安定供給に向けて、「<b>既存水源の安定的な確保への取組</b>」</li> <li>◆ 応急給水などの<b>応援活動</b>を行うための体制整備、情報共有</li> </ul>	<h4>自然生態系</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 三重県自然環境保全条例に基づく<b>希少野生動植物の保全</b></li> <li>◆ 自然公園や三重県自然環境保全地域などの<b>適切な管理</b></li> </ul>
<h4>自然災害分野</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県が管理する<b>河川の整備</b></li> <li>◆ 「Myまっぷラン+（プラン）」を活用した<b>個人の避難計画・地区防災計画</b>の策定の支援</li> <li>◆ 「<b>三重県版タイムライン</b>」の運用・検証</li> <li>◆ 「<b>市町タイムライン基本モデル</b>」を活用した<b>全市町でのタイムライン策定</b>への支援</li> <li>◆ <b>河川の堆積土砂撤去</b></li> <li>◆ 市町が取り組む<b>内水ハザードマップ</b>の作成支援</li> <li>◆ 土砂災害防止施設の整備や基礎調査、<b>土砂災害警戒区域</b>などの指定</li> <li>◆ 危険木の<b>伐採・搬出</b>、森林整備、<b>渓流内に異常堆積した土砂や流木の撤去</b></li> </ul>	
<h4>産業・経済活動・その他</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 民間企業に対して、<b>大規模自然災害発生時の被害軽減と迅速な復旧を促すためのBCP（事業継続計画）</b>等の策定支援</li> </ul>	

## 第2章 温室効果ガスの削減

### 第4章 三重県庁の取組

- #### 削減目標
- 県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を**2013年度比52%削減**
- #### 主な削減取組
- 県有施設全体に**2030年度までにLED照明**を導入する取組を進めます。
  - 公用車の新規購入・更新の際には**原則電動自動車**とします。
  - 県有施設への**自家消費型太陽光発電設備**の導入を促進します。
  - **PPAモデル**等による**再エネ導入**や県有施設での**再エネ電力の調達**を検討します。
  - 新規建築物については、**原則ZEB oriented相当以上**とすることをめざします。

### 第5章 計画の推進

- 県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、**各主体が連携して気候変動対策を推進**
- 毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を公表・評価し、対策の追加・拡充など**継続的に改善**
- 気候変動に関する国内外の状況、社会経済情勢の変化等をふまえ、**必要に応じて計画の見直しを実施**